

令和4年第3回公安委員会会議録

日 時	2月10日（木曜日） 自午後 1時30分 至午後 5時20分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 宮尾委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞5件、意見の聴取39件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和4年度警察関係費当初予算(案)の概要について

警務部から、令和4年度警察関係費当初予算案の概要についての報告が行われた。

【委員からの質問等】

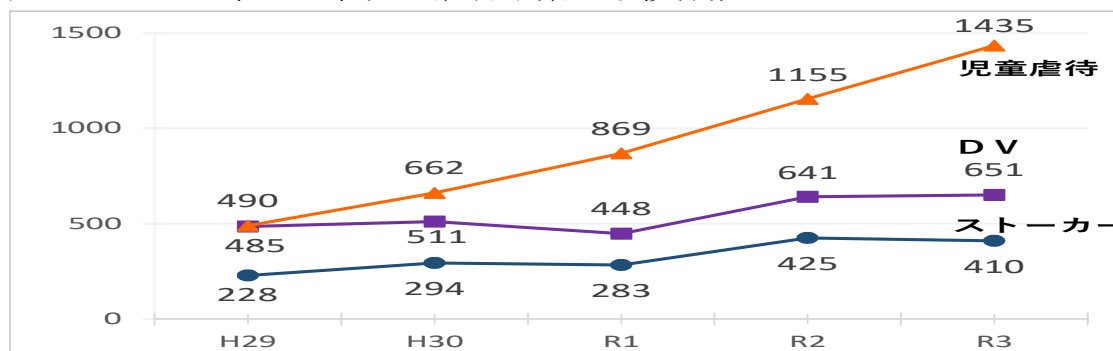
委員から、「高度映像・情報システム、デジタル化のAIシステムについては、他県との互換性はどうか」旨の質問があり、県警察側から、「高度映像・情報システムについては、他県との互換性を必要としないシステムである」旨の説明があり、さらに別の委員から、「これらシステムの予算はランニングコストを考慮した予算なのか」旨の確認があった。

2 令和4年全国優秀警察職員表彰被表彰者について

首席監察官から、令和4年全国優秀警察職員表彰被表彰者について報告が行われた。

3 令和3年中の人身安全関連事案への対応状況について

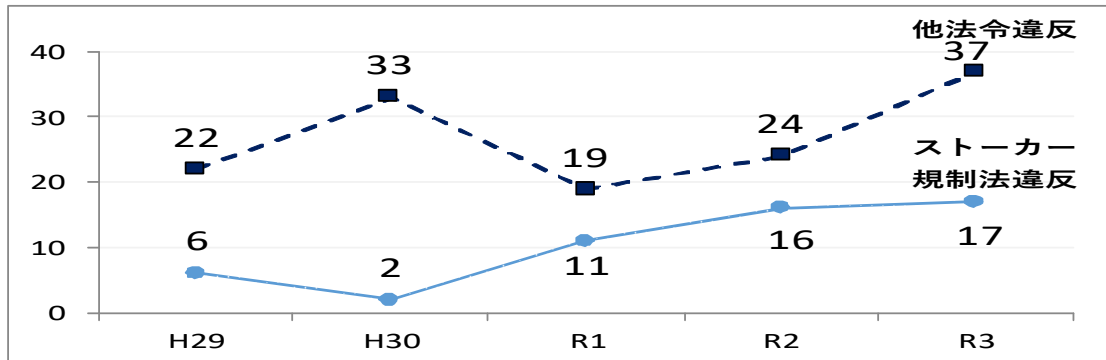
(1) ストーカー、DV、児童虐待事案の取扱件数



- ・ ストーカー事案は、年々増加傾向で推移していたが、昨年は減少して410件（前年比-15件）
- ・ DV事案は、年々増加傾向で推移し、昨年も増加して651件（同+10件）
- ・ 児童虐待の通告児童数は、年々増加し、昨年は1435人（同+280人）と最多を更新

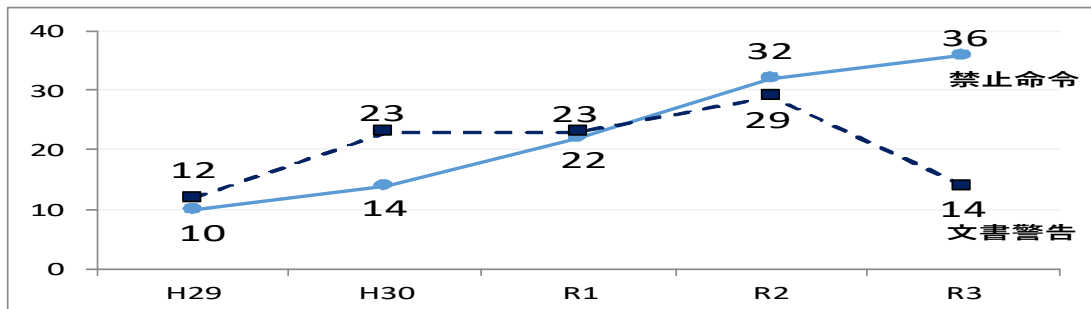
(2) ストーカー、DV事案への対応状況

ア ストーカー事案の検挙件数



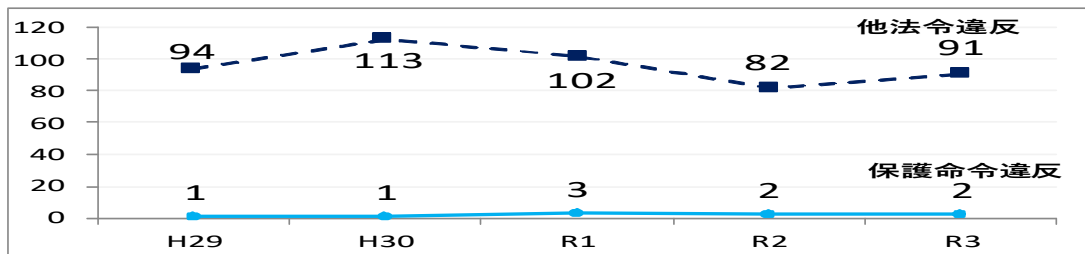
- ・ ストーカー規制法違反の検挙は17件（前年比+1件）
- ・ 住居侵入等の他法令違反での検挙は37件（同+13件）

イ ストーカー事案の行政措置件数



- ・ ストーカー規制法に基づく禁止命令は36件（前年比+4件）
- ・ 同法に基づく文書警告は14件（同-15件）

ウ DV事案の検挙件数



- ・ 暴行等の他法令違反での検挙は91件（前年比+9件）
- ・ DV防止法に基づく保護命令違反の検挙は2件（前年と同数）

エ 検挙事例

元夫は、元妻に対して、電話で脅迫し、連続して電話をかけたため、同人を

脅迫等で通常逮捕するとともに、ストーカー規制法に基づく禁止命令を実施した。
(令和3年4月 人吉署)

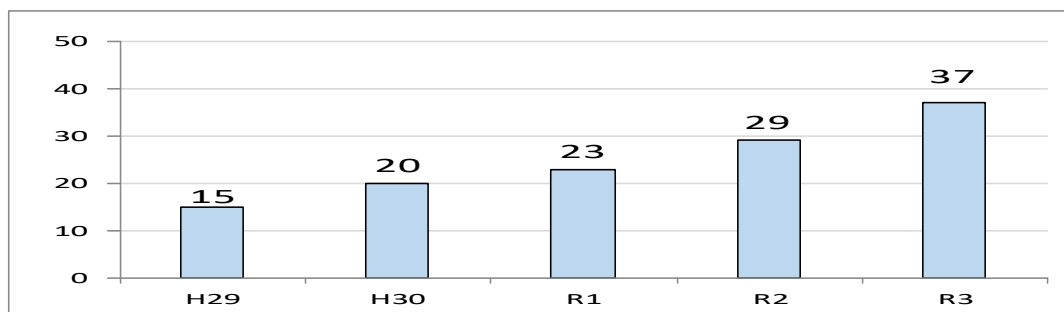
(3) 児童虐待事案への対応状況

ア 通告事由の内訳（虐待の態様）

年次\区分	通告数（人）	内訳				
		身体的	性的	ネグレクト	心理的	うち面前DV
令和2年	1155	228	9	115	803	697
令和3年	1435	314	5	82	1034	904
増減数	280	86	-4	-33	231	207
増減率（%）	24.2	37.7	-44.4	-28.7	28.8	29.7

- ・ 通告児童1435人の通告事由の内訳は、心理的虐待が1034人（前年比+231人）で最も多く、次いで身体的虐待314人（同+86人）の順
- ・ 面前DVの通告数904人が、全体の約6割を占める。

イ 検挙件数



- ・ 検挙件数は、年々増加し、前年は37件（前年比+8件）
- ・ 罪種別では、暴行13件が最も多く、次いで傷害11件、監護者おいせつ4件の順

ウ 検挙事例

養父は、男児に対して、頭部を数回殴打する暴行を加え、打撲等の傷害を負わせたため、同人を傷害で通常逮捕した。（令和3年5月 熊本南署）

(4) 今後の取組

ア 警察本部と警察署の緊密な連携による被害者等の安全確保を最優先とした対応の徹底

イ 児童相談所等の関係機関と連携した児童等の安全確保の徹底

【委員からの質問等】

委員から、「ストーカーやDVでは被害者と加害者を引き離すことが重要だと思うが、児童が被害に遭った事件で、加害者の父親が逮捕され身柄拘束されているにもかかわらず、児童が児童相談所に2か月間保護され、その間、学校にも通えないという事案があり、加害者が逮捕されているのに2か月間も保護する必要があるのかと思った。基準があるのかもしれないが、もう少しきめ細やかな対応にならないのか。これは児童相談所の問題かもしれないが、県警察から何か言えるところはあるのか」旨の質問があり、警察側から、「保護の期間については、母親の監護能力であったり、父親が釈放される可能性等が考慮されていると思われる。児童虐待については、県警察では熊本県・熊本市と『児童虐待事案における関係機関の情報共

有に関する協定書』を締結しており、情報を共有し緊密に連携を図っている」旨の説明があった。

また、別の委員から、「警察官の児童相談所への出向状況はどうなっているのか」旨の質問があり、警察側から、「熊本県の女性相談センター、熊本県の中央児童相談所、熊本市の児童相談所に警察官を出向・派遣し、緊密・迅速な連携を図っている」旨の説明があった。

さらに、別の委員から、「再犯を防ぐための加害者へのカウンセリングには本人の同意が必要であったか」旨の質問があり、警察側から、「本人の同意が必要で、昨年中はストーカー加害者31人に働きかけ、4人しか同意を得られていない」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 人事異動の概要についての報告

警務部長から報告が行われた。

3 令和3年中における被疑者取調べ監督制度の運用状況についての報告

総務課取調べ監督指導室長から報告が行われた。

4 苦情(R3No.12)調査結果についての報告

捜査第一課長から報告が行われた。

5 パチンコ営業に対する許可取消処分についての決裁

生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。

6 県警察の事務手続における押印見直しについての決裁

総務課長補佐から説明があり、決裁が行われた。

7 令和4年第2回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

8 投書(R4No.2)受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

9 苦情(R4No.1)受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

10 意見・要望(R4No.3)受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

11 意見・要望(R4No.4)受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。